

会則第 4 条に基づく会則第 15 条の適用に関する細則

第 1 条 この細則は会則第 4 条に基づき、自治労都市建設協議会の目的を達成するために大都建運動としての拡大強化を通じて自治労組織の強化発展に資することを目的に定める。

第 2 条 会則第 4 条にある「これに準ずる自治労加盟の公共サービスを担う労働組合などの建設関係組織」のうち次の各号の一に該当する都市で自治労に加盟している自治体労働組合などは、この協議会への参加加盟を可能とする。

- (1) 地方自治法で指定されている中核市で政令市への移行が決定している都市
- (2) その他これらに類する都市

2. 会則第 4 条にある「これに準ずる自治労加盟の公共サービスを担う労働組合などの建設関係組織」のうち次の各号の一に該当する都市で自治労に加盟している自治体労働組合などは、この協議会へのオブザーバー参加を可能とする。

- (1) 地方自治法で指定されている中核市
- (2) 地方自治法で指定されている特例市で中核市への移行が可能な都市
- (3) その他これらに類する都市

第 3 条 この細則第 2 条に該当する自治体労働組合などから、会則第 15 条に基づく参加加盟届が議長に届出された場合、幹事会の代表者が当該組織とのヒアリングを速やかにおこない、直近の幹事会で当該組織の参加加盟等について取り扱うこととする。

第 4 条 この細則第 2 条に該当する自治体労働組合などから、会則第 15 条に基づく参加加盟届が議長に届出された場合又は、将来届出する見込みである場合において、当該組織より総会、代表者会、幹事会等へのオブザーバー参加の要請があれば、会則第 15 条の手続き完了前であっても幹事会の議をへて、これを認めるものとする。

附則 1. この細則は、2012 年 11 月 2 日制定施行する。